

## 令和4年第20回渋谷区教育委員会定例会会議録

- 1 開会日時 令和4年10月20日(木) 午前10時00分
- 2 閉会日時 令和4年10月20日(木) 午前10時35分
- 3 場 所 渋谷区役所4階教育委員会室
- 4 出席者

### (委員)

教育長 五十嵐 俊子	委員 坂本 真理子
委員 大日方 邦子	委員 平岩 国泰
委員 松澤 香	委員 松本 理寿輝

### (事務局職員)

教育委員会事務局次長	菅原 幸信
教育DX政策推進特命部長	篠原 保男
教育委員会事務局参事	(教育DX政策推進特命部長兼務)
学校施設整備調整担当課長	堀江 崇
学務課長	横手 麻理
教育指導課長	渡辺 浩一
地域学校支援課長	小林 由江

(書記) 小山 夏紀 伊藤 伸雄

- 5 会議の概要 別紙のとおり

議案第 4 8 号 渋谷区教育委員会の所管する渋谷区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議案第 4 9 号 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議案第 5 0 号 幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議案第 5 1 号 幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

議案第 5 2 号 幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

議案第 5 3 号 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

議案第 5 4 号 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

議案第 5 5 号 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

議案第 5 6 号 教職調整額に関する規則の一部を改正する規則

## 報告

(1) 令和 4 年度「健康優良努力児童・生徒表彰者」及び「歯・口の健康優良努力児童表彰者」について

[資料 1 : 令和 4 年度「健康優良努力児童・生徒表彰者」及び「歯・口の健康優良努力児童表彰者」について]

## 議事運営等

- 令和4年第20回教育委員会定例会を開会
- 議事録署名に坂本委員を指名
- 渋谷区教育委員会会議規則第3条の2に基づき大日方委員がオンライン出席
- 教育センター所長兼副参事（特命担当課長）が欠席

## ■ 教育長報告要旨

○ まず、10月6日には、令和4年度渋谷区立中学校連合音楽会がLINE CUBE SHIBUYAにおいて開催された。日頃の音楽活動として、各学校における音楽祭や合唱祭に加え、公式の吹奏楽コンクール等での演奏など、これまで積み重ねてきた努力の成果を発表することができた。どの生徒も懸命に演奏したり歌ったりする姿が見られ、会場一杯に生徒一人一人の思いが伝わるなど、音楽の楽しさや音楽が持つ魅力を感じられた素敵な時間となった。10月15日には、笹塚小学校100周年記念式典が行われた。当日は、感染症対策のため、列席者数・開催時間等、大幅に規模を縮小しての開催になったが、在校生代表として参加した6年生児童は、立派な姿勢で式に臨み、100周年を祝う気持ちを態度で示していた。10月17日には、第66回渋谷区立小学校陸上記録会が、国立競技場において開催された。当日は、天候が心配されたが、全18校の6年生が参加し、全ての競技を行うことができた。また、本大会では、女子100m、女子800m、女子4×100mリレーの3種目で大会新記録が出るなど、すばらしい大会となった。特別ゲストとして、陸上女子100m、200mの日本記録保持者である福島千里さんをお招きし、走り方のこつとして、スタートの姿勢や腕の振り方等を教えていただくなど、大変有意義な大会となった。また、本日から明日にかけて、けやき教室の中学生を対象に宿泊体験学習を実施している。宿泊施設は、長野県須坂市にある渋谷区の施設「アクティブ峰の原」を利用し、富岡製糸場や善光寺の見学、農園でのりんご狩りを予定している。ここ数年は感染症の影響で実施することができず、4年ぶりの実施になる。最後に、渋谷区では教育データを連携させたダッシュボードを構築して教育データ利活用の取組を始めているが、このことについて文部科学省から発表依頼があり、9月5日の「教育データの利活用に関する有識者会議」に続いて、10月17日も「GIGAスクール構想の下での校務の情報化の在り方に関する専門家会議」で、教育DX政策推進特命部長が本区の実施取組を発表した。今後の全国のモデルになると思われる。

## ◆ 議案第48号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

—◇説明要旨 —————

(※別紙資料に基づき教育委員会事務局参事が説明)

○本議案は、令和4年第3回区議会定例会において、渋谷区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正に伴い、規定の整備を行うため、規則の一部を改正するため提出するものである。まず、規則改正の背景等を説明する。参考資料2の最後のページに「デジタル手続法案の概要」を記載しているが、当該条例改正は、令和元年5月31日公布の「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」(いわゆるデジタル手続法)に基づくものである。デジタル手続法の改正は、行政サービスに付随する手続きをより簡素化・効率化するためのデジタル化を推進するものとし、同法では、その基本原則として、デジタルファースト、ワンスオンリー、コネクテッド・ワンストップを掲げている。それを実現するために、同法では、行政手続における情報通信技術の活用として、現在の行政手続きについて、オンライン実施を原則化し、これまで紙媒体もしくは現金等で行ってきた本人確認や手数料の納付も電子署名や電子納付等のオンラインで実施することや、行政機関間の情報連携等により入手・参照できる情報に係る添付書類については、添付を不要とする規定を整備することとされている。これを受け、この度の条例改正では、主に次の5点の改正が行われている。1点目は、「他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されている申請等についても、電子情報処理組織により行うことができることとすること」、2点目は、「他の条例等の規定において署名等を行うことができることが規定されているものを電子情報処理組織により申請等を行う場合に、電子情報処理組織を使用した個人番号カードを利用する方法に代えることができること」、3点目は、「手数料の納付方法について、電子情報処理組織を使用する方法による納付ができること」、4点目は、「対面による本人確認・原本確認の必要があるなど、電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合、当該申請等のうち当該部分以外の部分について、電子情報処理組織を使用する方法により申請等を認めること」、5点目は、「条例規則等で添付書類が必要とされている場合に、必要な情報を電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用により、情報入手又は参照できる場合には、添付書類を省略できること」を追加している。これを受け、本規則改正は、教育委員会の所管する申請、届出、その他の手続についても、電子情報処理組織を使用して行わせ又は行う場合に必要となる事項を規定するものである。参考資料1新旧対象表をご覧ください。第3条では、教育委員会の所管する電子計算機と、申請等をする者が使用する電子計算機を電気通信回線で接続したものを電子情報処理組織とすることを

規定している。第4条では、電子情報処理組織を使用する方法により申請等をする者は、記録や記載すべき事項を教育委員会の定めるとおり、電子計算機から入力、申請等を行わなければならないことを規定している。第5条では、手数料等の納付については、第4条の申請等により得られた納付情報により納付する方法とすることを規定している。第6条では、まず条例では、オンライン申請に際し、対面による本人確認・原本確認の必要があるなど、電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合、当該申請等のうち当該部分以外の部分について、電子情報処理組織を使用する方法により申請等を認めること規定している。規則では、オンライン申請により行うことが困難又は著しく不相当と認められる場合として、本人確認をすべき事情があると教育委員会が認める場合、原本確認する必要があると教育委員会が認める場合であることを規定している。第7条では、教育委員会が処分通知等を行うときの電子情報処理組織について規定している。第9条では、電子情報処理組織による処分通知等をするときは、当該処分通知等を受ける者が、識別番号及び暗証番号の入力、並びに、電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の届出等がある場合に限られることを規定している。第10条では、まず、条例では、対面による本人確認をするべき事情がある場合、その他電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる場合には、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができることが規定されている。規則では、電子情報処理組織により行うことが困難又は著しく不相当と認められる場合として、処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると教育委員会が認める場合、及び、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると教育委員会が認める場合であることを規定している。第13条では、添付書面等の省略に関して、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令」第5条の規定により、住民票の写し、登記事項証明書、法人の印鑑証明書等などの書類について、電子情報処理組織を使用した手続を行う場合、添付を省略できることを規定している。最後に、附則として、この規則は、公布の日から施行するとしている。こうした行政手続等のオンライン化に関する現在の渋谷区の取組を説明する。現在、行政手続きのオンライン化プロジェクトを進めており、KPIとしては、オンライン手続きの種類を約300手続きに増やすことで、オンラインカバー率90%を目指すこと等を目標としている。例えば、本年10月から始まっている保育園の入園申込は、オンラインによる申込み受け付けが開始されているなど、今後その対象となる手続きを増やしていくことが予定されている。教育委員会においても、各種手続きの可否について、検討を進めていく予定である。

—◇質疑応答 —————

(松澤委員)

○本人確認をする必要がある場合、教育委員会の関与が想定されていると思うが、具体的なフローや、教育委員会として何か対応しなければいけないことがあるのか教えてほしい。

(教育委員会事務局参事)

○取扱いに関する要綱等を定めることを想定している。

(松澤委員)

○内部要綱が教育委員会の付議事項であれば教育委員会に議題として挙がり、教育長決定であれば事務局で対応されるということで理解した。

(坂本委員)

○医療関係者の立場としての意見であるが、区のマイナンバーカード交付率が49.8%の状況で、来年度から保険証とマイナンバーカードの一体化の義務化が進められている。IT化についていけない医療機関が多くある中で、公平性が保たれるのか気になった。

(教育委員会事務局参事)

○これまで区としてもマイナンバーカードの交付率の向上に向けて取り組んできている。その前提として、非来庁型窓口の実現を政策的に進めている。実際にサービスを提供する医療機関等に対して、各所管から丁寧な説明をしていくことが期待される。

—◇議事結果 —————

○原案どおり可決。

◆議案第49号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

◆議案第50号

幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

◆議案第51号

幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

◆議案第52号

幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

◆議案第53号

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

◆議案第54号

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

◆議案第55号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

◆議案第56号

教職調整額に関する規則の一部を改正する規則

—◇説明要旨

(※別紙資料に基づき教育指導課長が説明)

○議案第49号から議案第56号まで一括して説明する。初めに、議案第49号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」について説明する。本改正は、地方公務員法の一部改正により、再任用短時間勤務制度が廃止され、定年前再任用短時間勤務制が導入されたことにより、定年前再任用短時間勤務職員に関する規定の整備及び男性の出産支援休暇の取得可能期間を「出産の日後8週間を経過するまで」から、「出産の日以後1年を経過するまで」に改めるものである。次に、議案第50号「幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」について説明する。本改正は、地方公務員法の一部改正により、再任用短時間勤務制度が廃止され、定年前再任用短時間勤務制が導入されたことに伴う規定の整備を行うものである。次に、議案第51号「幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則」について説明する。本改正は、地方公務員法の一部改正により、再任用制度（フルタイム・短時間）が廃止され、定年前再任用短時間勤務制が導入されたことにより、定年前再任用短時間勤務職員の管理職手当の額の計算方法を定めるものである。次に、議案第52号「幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」について説明する。本改正は、幼稚園教育職員の給与に関する条例附則第7条第1項の適用を受ける職員の管理職手当の額は、別表に定める額に100分の70を乗じて得た額とする旨を定めるものである。次に、議案第53号「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」について説明する。本改正は、地方公務員法の一部改正により、再任用短時間勤務制度が廃止され、定年前再任用短時間勤務制度が導入されたことで、定年前再任用短時間勤務職員の欠勤等日数の算定方法を定めるものである。また、高齢者部分休業の期間を欠勤等の期間に追加するとともに、同休業により1日の正規の勤務時間の一部を勤務しない場合の欠勤等日数の算定の取扱いを定めるものである。次に、議案第54号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正する規則」について説明する。

本改正は、地方公務員法の一部改正により、再任用短時間勤務制度が廃止され、定年前再任用短時間勤務制が導入されたことにより、定年前再任用短時間勤務職員の支給割合を規定するものである。この中では、高齢者部分休業の期間を欠勤等の期間に追加するとともに、同休業により1日の正規の勤務時間の一部を勤務しない場合の欠勤等日数の算定の取扱いを定めている。また、定年前再任用短時間勤務制に係る改正により、定年前再任用短時間勤務職員の欠勤等日数・減額率に係る私事欠勤等の算定方法を規定するものである。次に、議案第55号「義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則」について説明する。本改正は、地方公務員法の一部改正により、再任用短時間勤務制度が廃止され、定年前再任用短時間勤務制が導入されたことによるもので、定年前再任用短時間勤務職員の計算方法を定めるものである。幼稚園教育職員の給与に関する条例附則第7条第1項の規定の適用を受ける職員の義務教育等教員特別手当の額は、別表に掲げる額に100分の70を乗じて得た額とする。育児短時間勤務職員に対する第2条第2項の適用について読み替え規定を定めるものである。最後に、議案第56号「教職調整額に関する規則の一部を改正する規則」について説明する。本改正は、地方公務員法の一部改正により、再任用短時間勤務制度が廃止され、定年前再任用短時間勤務制が導入されたことによるもので、定年前再任用短時間勤務職員の教職調整額の端数計算方法を定めるものである。すべての規則の施行日は、令和5年4月1日からとしているが、「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」の改正後の第23条の規定については、公布の日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

—◇質疑応答 —————  
○なし。

—◇議事結果 —————  
○原案どおり可決。

◆報告1

令和4年度「健康優良努力児童・生徒表彰者」及び「歯・口の健康優良努力児童表彰者」について

—◇説明要旨 —————  
(※別添資料1に基づき学務課長が説明)

○この表彰は、昭和41年以降、毎年度、渋谷区学校保健会及び教育委員会の共催事業として、小中学校と学校医、学校歯科医の協力により実施しているものである。まず、表彰の種別であるが、健康優良努力児童については、対



象が小学校6学年の児童で、各校から2名以内の推薦を受け、学校保健会理事会の承認をもって、表彰者を決定しているものである。また、健康優良努力生徒は、中学校3学年の生徒を対象とし、各校から2名以内、歯・口の健康優良努力児童は、小学校5学年の児童を対象とし、各校から2名以内の表彰者を決定しているものである。それぞれ表彰の趣旨として、在学中に健康の保持増進に努め実践している児童・生徒、日頃から歯の健康維持に努力している児童を表彰するものである。また、学校からの推薦については、日頃から健康に留意していることに加え、健康に対する関心を有していることや、健康維持のため実践活動を行っているなどの観点から各学校の審査会において選出していただいている。各学校からの推薦理由では、自身の健康増進の努力に加え、下級生にも進んで声掛けや挨拶をしたり、分け隔てなくみんなと明るくコミュニケーションを取ることで雰囲気をよくしようと行動したりするなど、周囲の心身の健康増進にも良い影響を与えている行動が多くあった。今年度の表彰者については、健康優良努力児童及び歯・口の健康優良努力児童が各36名、健康優良努力生徒が16名で、計88名である。表彰式については、昨年度と同様に、今年度も新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から全校合同での開催は中止とし、各校にて実施する。

—◇質疑応答

(松澤委員)

○この表彰は日頃から努力している子供たちを表彰する趣旨だと思うが、何かをきっかけに前よりも頑張っている子供たちを表彰する機会も含んでいただくと良いと思った。

(坂本委員)

○健康優良努力児童は、子供たちを支えている保護者の方も表彰してあげたいという気持ちが入っており、歯・口の健康優良努力児童は、5年生の時にもう一步頑張ってもらいたいという先生の思いが入っている。松澤委員ご指摘の点については、歯・口の健康優良努力児童に関しては、治療された歯があるが、その後むし歯を作らないように努力している子供たちも表彰対象としており、子供たちには歯口の健康に対してどのように気を付けているかアンケートを取り、その内容もチェックして養護教諭、担任、校長先生と話し合っている。決して生まれ持ったものだけで表彰しているわけではない。表彰されたことは本人にとっては、一生ものになるので、コロナが落ち着いたら、また大きな会場で表彰式が行われれば良いと思う。

—◇議事結果

○了承する。

議事終了 閉会

上記記載の記録について相違ないことを認め、ここに署名する。

教育長 五十嵐 俊 子

委 員 坂 本 真理子